



宮情公審査発第 8 号

平成24年12月21日

宮代町教育委員会 様

宮代町情報公開・個人情報保護審査会

会長 栗田 和美

公文書公開審査答申書

平成24年8月9日付け宮教推発第377号「公文書公開審査諮問書」で諮問を受けた件について、審査の結果を別添のとおり答申します。

質問序：宮代町教育委員会

質問日：平成24年8月9日

答申日：平成24年12月21日

事件名：宮代町立図書館協議会公募委員の選定にかかる情報公開処分決定に関する情報公開処分決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

- (1) 審査請求の趣旨の(1)は、処分権限なき者の決定ではないが、決定は教育委員会名ないしは教育委員会教育委員長名で行うことが、誤解を生じないと考える。
- (2) 審査請求の趣旨(2)①②の非公開情報は、開示すべきある。
- (3) 図書館協議会委員の住所、電話番号を各非公開とした決定は、妥当である。
- (4) 図書館協議会公募に係る応募者から提出された作文を非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求人の平成24年5月17日付審査請求の趣旨は、同年5月10日付にて宮代町教育委員会教育長名で行った各決定について、以下の通りの決定を求める。

- (1) 条例上の処分権限なき者による違法な決定として取り消しを求める。
- (2) ①平成23年1月10日決裁に係る起案文書「平成23年度宮代町図書館協議会委員の公募について」のうち、個人に関する部分（室長欄、主査欄、起案者欄、公開審査欄、文書主任欄、無表題欄、以上の担当職員に印影）
②公募概要欄の最初の行
③宮代町図書館協議会委員の住所、電話番号

④応募者から提出された選考用の作文について

以上非公開とされた事項について、開示を求める。

3 審査請求の理由

- (1) 実施機関は、教育委員会であるところ、情報公開に対する決定は教育長が行ったことから、権限なき者による違法な決定処分行為である。
- (2) 上記違法の外、非公開と決定されるには理由の提示義務があるところ、同義務が全くされておらず、これは理由提示義務について懈怠がある。

4 審査会の判断

第1 審査請求の（1）について

- (1) 宮代町情報公開条例（以下「本情報公開条例」という。）は、第2条第1号の実施機関として教育委員会を挙げている。
- (2) 教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政組織運営法」という。）により、都道府県、市、町村等に設置される。また、教育委員会は、5人、あるいは6人、町村等は3人以上の委員によって構成され、委員長が教育委員会を代表する。
- (3) 教育委員会は、その権限に属する事務をつかさどるものとして教育長を任命し、その権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。
- (4) 教育長は、教育委員会の指揮監督の下におかれるとともに事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
- (5) 教育委員会の職務権限は、地方教育行政組織運営法第23条に規定され、教育委員会は、同法第26条により、同条第2項の規定、及び教育委員会規則により、例示した規定を除いたその他の権限の一部を教育長に委任、又は代理させることができる。
- (6) 宮代町においても「宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する

る規則」（以下「事務委任規則」という。）第2条により、教育委員会は、法律に特別に定めがあるほか、同条により規定された除外規定である第1号から第27号のもののほかは、その権限に属する事項を教育長に委任している。

(7) すなわち、宮代町教育委員会は、「事務委任規則」第2条によって、委任除外規定である地方教育行政組織運営法第26条で定められた規定、及び「事務委任規則」第2条の第1号ないし第27号の除外規定以外は、包括して教育長に委任しているのである。

(8) さらに宮代町教育委員会は「事務委任規則」第3条2項により、宮代町教育委員会事務専決規程を定め、同規程第4第1項の別表により、「事務委任規則」第1条（第2条の間違い）各号に掲げる事項以外の事務に関するのを教育長の専決事項としている。

(9) 次に本件審査請求について検討する。

審査請求人は、今回の宮代町図書館協議会公募委員の選定に係る情報公開について、部分公開決定通知書が、教育長名で行われたことから、公開か否かの可否決定したのは、教育長であるとして、条例上の処分権限なき者による違法な決定処分行為としているものと思われる。

(10) 確かに、審査請求人が提出した資料のある横浜市の教育長に委任する事務等の規則第4条第5号、第6号において、行政文書及び個人情報の開示決定書等に関する事務、及び同不服申し立てに関する事務を教育長に専決させている。

(11) しかし、宮代町図書館協議会公募委員の選定に係る事務は、これまでの記述から明らかなように地方教育行政組織運営法第26条、及び「事務委任規則」第2条の除外規定に記載のある教育長に対し委任してはならない事務に該当しない。さらに上記(8)項にあるように、宮代町教育委員会事務専決規程第4条第1項により、教育長には、上記除外規定以外の事務について、

包括委任され、専決決定できる。

(12) 以上から、審査請求人は、今回の決定を決定権限のない者によって行われたとの主張は、認められない。

但し、決定通知書には、実施機関が教員委員会であることから、教育委員会名ないしは、教育委員会教育委員長名であることが、誤解を生じないと考える。

第2 審査請求（2）について

(1) 宮代町情報公開条例第7条において実施機関は、「公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定している。

(2) そして、除外されるべき非公開情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの。」を挙げ、この個人情報の内、例外として第7条第1項第2号ウに「当該個人が公務員（国家公務法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容にかかる部分（当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）としている。

(3) すなわち、本情報公開条例は、「個人情報」について非公開情報としつつ

も、公務員の職務遂行に係る情報は、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容にかかる部分の情報は、当該公務員の権利利益を不当に害する恐れがある場合以外は、公開とするとしている。

(4) 本件対象文書のうち、決裁欄の室長欄、主査欄、起案欄、公開審査欄、主任欄、無表題欄の各職員の印影は、本条例第7条第1項第2号ウに該当する当該公務員の職務遂行に係る情報に該当すると考える。

(5) 印影部分は、担当職員の名が明らかであるが、起案と一体となっており、職務遂行に係る情報である。しかし、印影が個人ものであることから、個人情報であると実施機関は主張するが、起案文書の印影は、公務員が職務の遂行のため、公務のため押捺されたものである。

最高裁判所平成15年11月11日判決は、公務員の職務遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報でない限り、「個人情報」ではないとされている。さらに、印影について、最高裁平成15年11月21日判決では、出勤を示す地方公務員の印影は、公務に関する情報であるとして公開としている。

公開を認めた上記最高裁の出勤簿の印影との本件起案文書の印影についての差異は見当たらない。

従って、当該起案文書全体は、本情報公開条例7条第1項第2号ウに該当し、当該起案文書の印影部分は、公開とすることとした。

審査請求（2）②も同様である。

(6) 次に③図書館協議会委員の電話番号、住所、については、本情報公開条例第7条第1項第2号の個人情報に該当することは明らかである。

(7) 図書館協議会委員の公募に係る応募作文が、本条例第7条第1項第2号の個人情報に該当するかどうかである。この条項の予定する「個人情報ないし個人識別情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の「個人に関する情報」であり、その情報

が氏名や肩書きなどと組み合わせることによって「特定の個人を識別することができる情報」とされている。

(8) 図書館協議会委員の公募に係る応募作文は、図書館の運営や管理について、応募者自身の思い、決意、考え、アイデア等をまとめたものである。従って、作文は、応募者の思想、信条、考えが記載されていることから、個人情報と言える。

(9) 一方、上記作文を公募し、そのうえで委員に委嘱することは、図書館の運営、管理についての政策であり、行政の透明性・公平性という住民の重要な権利を確保する見地も忘れてはならない。

この考え方からすると上記作文に対する個人情報としての保護は、行政の透明性・公平性という観点から、後退すべきであるとも考えられる。

(10) もとより、募集要項に応募作文は情報公開が予定されていると告知している場合は、本情報公開条例第7条第1項第2号アの公にすることが予定されている情報といえる。この場合は、公開は問題ない。

(11) 本件は、上記告知はされていない。

そこで、検討するに応募作文には、応募者の意見、信条、理念等が記述され、公開されることを前提として応募されている事実はないこと、応募者も公開されることは予測していないことからすれば、行政の公平性・透明性という重要な住民の権利を考慮してもなお、個人情報の保護は優先されるべきであると考える。

以上から、非公開とした決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理の経過

平成24年 8月 9日 処分庁が、宮代町情報公開条例（以下「条例」という。）第16条の規定に基づき当審査会に

諮詢した。

- 平成24年 8月24日 第2回宮代町情報公開・個人情報保護審査会を開く。
処分庁が、当審査会に対し「理由説明」を行った。
- 平成24年10月 3日 第3回宮代町情報公開・個人情報保護審査会を開く。
申立人が、当審査会で口頭意見陳述を行った。
- 平成24年11月 8日 第4回宮代町情報公開・個人情報保護審査会を開く。
- 平成24年12月21日 諒問庁に対して答申する。

6 答申に関与した委員

会長 栗田和美
委員 藤田則夫
委員 戸田加代子